

懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十九号)

第一章 通則

改正 平成一九年 三月 一日

同	二〇年	五月三〇日
同	二〇年	一二月 五日
同	二六年	一二月 五日
同	二七年	一二月 四日
令和	三年	三月 五日
同	三年	六月 一日

(目的)

第一条 この規程は、会則第七十三条の規定に基づき、懲戒委員会並びに弁護士及び弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）から種類の変更により弁護士法人となつた者を含む。以下同じ。）の懲戒に関する懲戒委員会の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）をいう。
- 二 連合会 日本弁護士連合会をいう。
- 三 紗紀委員会 連合会の紗紀委員会をいう（第三条第一号及び第十六条第七項第五号を除く。）。
- 四 懲戒委員会 連合会の懲戒委員会をいう（第三条第一号、第十六条第七項第五号、第六十条及び第六十五条を除く。）。

五 対象弁護士等 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。

六 対象弁護士 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士をいう。

七 対象弁護士法人 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。

八 原弁護士会 法第五十九条の審査請求に係る事案につき対象弁護士等を懲戒した弁護士会又は法第六十四条第一項の規定による異議の申出に係る事案につき懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

#### (懲戒委員会の招集)

第二条 懲戒委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

2 懲戒委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

#### (出席の方法等)

第二条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により懲戒委員会の開催の場所において出席することが困難なときは、映像と音声

の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）

によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から懲戒委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となつた場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

#### (除斥)

第三条 委員及び予備委員は、次に掲げる事案の審査から除斥される。

一 弁護士会の綱紀委員会若しくは懲戒委員会又は連合会の綱紀委員会若しくは綱紀審査会において関与した事案

#### 二 自己に関する事案

三 配偶者、四親等内の親族若しくは同居の親族又はこれらの方であつた者に関する事案

四 代理人として関与し、又は関与することとなる事案

五 自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

補助人又は補助監督人となつてゐる者に関する事案

六 自己又は第三号に掲げる者が社員又は使用人である弁護士となつてゐる弁護士法人に関する事案

(忌避)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 懲戒委員会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第五条 委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(調査員)

第六条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。

2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 調査員は、次に掲げる事務を行う。

一 事案の調査

二 懲戒の手続に関する調査研究

三 前二号に掲げるもののほか、懲戒委員会が必要と認

めた事項

4 調査員は、前項第一号の調査に当たつて、委員長の求めにより、懲戒委員会又は審査期日に出席しなければならない。この場合においては、第二条の二第一項の規定を準用する。

5 調査員は、審査期日において、自ら審査をし、又は意見を述べることはできない。

6 調査員は、委員長の求めに応じて調査の結果を懲戒委員会に報告しなければならない。

7 前三条の規定は、調査員について準用する。

(書記)

第七条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から、懲戒委員会の書記を指名する。

2 書記は、委員長の命を受けて、審査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

3 第三条から第五条までの規定は、書記について準用する。

(秘密の保持)

第八条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は、懲戒委員会の審査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(懲戒委員会の議事の非公開)

第九条 懲戒委員会の議事は、公開しない。

(部会)

第十条 委員長は、部会を置くときは、一の部会について、弁護士である委員の中から四人、裁判官、検察官及び学識経験者である委員の中から各一人の部会員を指名する。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会は、部会長に事故があるときに部会長の職務を行う部会員の順序をあらかじめ定める。

4 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長が選任される前においては、委員長が招集する。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、この規程に基づいて懲戒委員会が行う審査を部会に行わせることができることができる。

6 部会が審査をした事案については、懲戒委員会の定めるところにより、部会の議決をもつて懲戒委員会の議決とすることができる。

7 第二条第二項、第二条の二から第五条まで、第六条第四項から第七項まで、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十一条、第十八条から第三十条まで、第三十

八条、第三十九条、第四十一条、第四十三条第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条並びに第七十三条第三項の規定は、部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(議事録)

第十一條 懲戒委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則で定める。

(文書の送達)

第十二条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によつて行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行う

ものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があつたものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十三条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(弁護士法人に対する文書の送達等)

第十四条 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は外国法事務弁護士法人及び共同法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、外国法事務弁護士法人については、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

(弁護士法人の変更等の届出)

第十五条 対象弁護士法人は、弁護士法人規程（会規第四十七号）第七条から第十条までの規定による届出をするときは、その旨を懲戒委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、懲戒委員会に届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所

又は社員の住所に宛ててできる。

3 前二項の場合を除き、対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。

(準用)

第十四条の二 第十三条の規定は外国法事務弁護士に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定

は外国法事務弁護士法人及び共同法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、外国法事務弁護士法人については、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

(代理人)

第十六条 対象弁護士等は、弁護士、弁護士法人又は共同法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合に

は、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名（職務上の氏名を使用している者についてでは、職務上の氏名をいう。以下この条において同じ。）、事務所及び所属弁護士会の名称を懲戒委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

3 代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人（弁護士法人又は共同法人にあっては、一弁護士法人又は一共同法人をもつて一人とする。）以上あるときは、そのうちの一人の弁護士、弁護士法人又は共同法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象弁護士等は、代理人を選任し、又は主任代理人を指定したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人又は共同法人にあっては、主たる法律事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会の名称を懲戒委員会に届け出なければならない。代理人を解任したとき、主任代

理人を変更したときその他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長

その他の職員

二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 約紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 前号に掲げる者又は約紀審査会の事務局員のいずれかとして当該事案の審査又は調査に関与した者

五 弁護士会の約紀委員会又は懲戒委員会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の調査又は審査に関与した者

（費用の負担）

第十七条 連合会は、懲戒委員会の審査に要した費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させることができる。

ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により対象弁護士等に費用を負担させるときは、あらかじめ懲戒委員会の意見を聴かなければならぬ。

（手続の併合又は分離）

第十八条 懲戒委員会は、必要があるときは、対象弁護士等の意見を聴き、数個の事案の審査を併合し、又は分離することができる。

(審査期日)

第十九条 懲戒委員会は、事案を審査するため、審査期日を定めることができる。

2 懲戒委員会は、審査期日における審査をした後でなければ、次に掲げる議決をすることができない。

一 懲戒の処分を変更する旨の法第五十九条の議決

二 対象弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の法

第六十条第五項の議決

三 対象弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の法

第六十四条の五第二項の議決

四 懲戒の処分を変更することを相当とする旨の法第六十四条の五第四項の議決

3 懲戒委員会は、第一項の規定により審査期日を定めたときは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人に通知しなければならない。ただし、審査期日に出席した者には、次の審査期日を告知することをもって足りる。

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(審査期日における委員の出席の方法等)

第十九条の二 第二条の二の規定にかかわらず、委員は、対象弁護士等（第十八条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該審査に付された対象者を含む。）

が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から審査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となつた場合、弁護士会等から出席する委員は、審査に加わることができない。

(対象弁護士の出席等)

第二十条 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、審査期日に出席し、陳述することができる。

3 懲戒委員会は、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人が共に審査期日に出席しない場合であつて

も、審査期日を開き、又は審査を終結することができる。

(審査期日における対象弁護士の出席の方法等)

第二十二条 前条第一項（第二十五条第一項の規定により対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。）及び第二項の場合において、対象弁護士及び

対象弁護士法人の社員並びに代理人が、災害の発生その他やむを得ない事由により審査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによつて弁護士会等から審査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第十八条の規定により他の事案の審査を併合する場合であつて、当該審査に付された対象者が同意しないときは、この限りでない。

(審査期日の非公開)

第二十一条 審査期日は、公開しない。

- 2 対象弁護士等の請求があつたときは、前項の規定にかわらず、第二十五条第一項に規定する対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する審査期日を公開する。ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。
- 3 懲戒委員会は、審査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(審査期日調書)

第二十二条 審査期日における審査の経過については、審査期日調書を作成し、規則で定めるところにより、審査期日における審査に関する重要な事項を記載しなければならない。

(対象弁護士等の証拠書類等の提出)

第二十三条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出することができる。ただし、懲戒委員会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

- 3 対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならぬ。

(関係人等の資料の提出)

第二十四条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対し陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象弁護士の審尋等)

第二十五条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(物件の提出)

第二十六条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、書類その他の物件の所持人にその物件の提出を求めることができる。

(鑑定)

第二十七条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

3 懲戒委員会は、第一項の規定により鑑定を嘱託した場合において必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第二十八条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、場所又は物について検証をることができる。

2 懲戒委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を対象弁護士等に通知し、これに立ち会う機会を与えるなければならない。

(主査委員による調査)

第二十九条 懲戒委員会は、必要があるときは、委員の一

人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 主査委員は、事案の審査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをることができる。

3 前項の規定による調査の結果は、懲戒委員会に顕出しなければならない。

4 第六条第三項から第六項まで、第十九条第一項、第三項及び第四項、第二十条から第二十八条まで、第三十九条、第五十三条並びに第六十九条の規定は、主査委員による調査について準用する。この場合において、これら

の規定（第六条第四項中「懲戒委員会」とある部分を除く。）中「懲戒委員会」とあり、及び「委員長」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

（議決）

第三十条 懲戒委員会は、審査を終結したときは、速やかに、議決を行い、議決書を作成しなければならない。

2 前項の議決書には、次に掲げる事項を記載し、議決に加わった委員が署名押印しなければならない。ただし、

第二条の二第一項本文の場合においては、弁護士会等から出席した委員については、その氏名及び出席の方法の記載をもつて足りるものとする。

一 事件番号

二 対象弁護士等の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。）又は名称、登録番号（弁護士法人にあつては、届出番号）、事務所（弁護士法人にあつては、主たる法律事務所の名

所（弁護士法人にあつては、主たる法律事務所の名称及び所在場所）、所属弁護士会の名称及び代理人の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）又は名称

### 三 主文

### 四 理由

### 五 議決の年月日

3 第一項の議決書には、前項各号に掲げる事項に加えて、各委員の意見を記載することができる。

（議決の報告）

第三十一条 懲戒委員会は、前条第一項の議決をしたときは、速やかに、議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

（懲戒書）

第三十二条 連合会は、対象弁護士等を懲戒するときは、懲戒書を作成し、その正本を対象弁護士等に送達しなければならない。

2 懲戒書には、対象弁護士等の氏名（職務上の氏名を使

用している者については、職務上の氏名を併記する。）又は名称、登録番号（弁護士法人にあつては、届出番号）、事務所（弁護士法人にあつては、主たる法律事務所の名

称及び所在場所) 及び所属弁護士会の名称並びに懲戒の

処分の内容及びその理由を記載し、連合会の会長がこれ

に署名押印しなければならない。

3 懲戒の処分は、懲戒書の正本を対象弁護士等に送達す

ることによつて効力を生ずる。

4 懲戒書の原本は、連合会が保存する。

## 第二章 懲戒を受けた者の審査請求及び審査

### (行政不服審査法との関係)

第三十三条 法第五十九条の審査請求については、第一章及びこの章に規定するもののほか、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)で定めるところによる。

### (審査請求の方式)

第三十四条 審査請求は、審査請求書正本一通及び副本二通を、原弁護士会又は連合会に提出してしなければなら

ない。この場合において、審査請求人が弁護士法人であるときは、その登記事項証明書を添えて提出しなければならない。

2 審査請求書には、行政不服審査法第十九条第二項各号

及び第五項第三号に掲げる事項のほか、審査請求人の所

属弁護士会の名称を記載しなければならない。

### (審査請求期間)

第三十四条の二 行政不服審査法第十八条第一項に規定する期間の末日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる行政機関の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつて当該期間の末日とみなす。

### (弁護士会に対する記録の提出請求)

第三十五条 連合会は、審査請求があつたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなければならない。

### (懲戒委員会に対する審査の請求)

第三十六条 連合会は、審査請求があつたときは、速やかに、懲戒委員会にその事案の審査を求めなければならぬ。

### (審査開始の通知)

第三十七条 連合会は、懲戒委員会に前条の規定により事

案の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、原弁護士会及び懲戒請求者に送付しなければならない。

## 2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 懲戒委員会に事案の審査を求めたこと。
- 二 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならないこと。
- 三 第十六条第一項の規定により代理人の選任ができること。
- 四 第二十二条第二項に規定する公開の請求ができること。
- 五 第二十三条第一項の規定により証拠となる書類等の提出ができること。
- 六 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する申立てができること。
- 七 第四十一条の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会及び懲戒請求者に対する審査開始通知書には、審査請求の内容及び前項第一号に掲げる事項を記載

しなければならない。この場合において、審査請求の内容の記載は、審査請求書の副本又は謄本を添付することをもつて代えることができる。

## (審査期間)

第三十八条 懲戒委員会は、第三十六条の規定により事案の審査を求められたときは、六箇月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

## (関係人の審尋)

第三十九条 懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他 のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席

することが困難であるとして、通信システムによつて弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象弁護士等（第十八条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該審査に付された対象者を含む。）が同意したときに限り、これを許可することができる。

#### （原弁護士会の意見陳述）

第四十条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等に送付しなければならない。

#### （記録の閲覧等）

第四十一条 対象弁護士等、代理人及び原弁護士会は、その事案の審査期日調書並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を電子計算機の映像面に表示したもの）の閲覧。以下同じ。）をし、かつ、謄写（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の謄写。以下同じ。）をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

#### （請求外事案の報告）

第四十二条 懲戒委員会は、事案の審査を開始した後、対象弁護士等について、当該事案以外に法第五十六条第一項の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。

2 連合会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨及び当該事由を原弁護士会に通知しなければならない。

#### （審査請求の取下げ）

第四十三条 審査請求人は、連合会が審査請求に対する裁決をするまでは、いつでも、その審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

3 懲戒委員会は、審査請求の取下げがあつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 懲戒委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の規定による報告があつたときは、原弁護士会及び懲戒請求者に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 懲戒請求者に対する前項の規定による通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の裁決等)

第四十四条 連合会は、懲戒委員会が審査請求を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、審査請求を却下する裁決をしなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が審査請求に理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、審査請求を棄却する裁決をしなければならない。

3 連合会は、懲戒委員会が懲戒処分を取り消し、又は変更することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、懲戒処分を取り消し、又は変更する裁決をしなければならない。

4 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が死亡したことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

5 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が弁護士でなくなつたことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(裁決の方式)

第四十四条の二 裁決は、次に掲げる事項を記載した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 対象弁護士等の主張の要旨

四 理由

2 前項第二号から第四号までに掲げる事項については、議決書の謄本を添付することをもつてその記載に代えることができる。

(連合会の裁決等の通知)

第四十五条 連合会は、第四十四条第一項から第三項までの裁決をしたときは、速やかに、対象弁護士等、原弁護士会及び懲戒請求者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が第四十四条第四項の議決をしたときは、懲戒請求者及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、懲戒委員会が第四十四条第五項の議決をしたときは、懲戒請求者、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 対象弁護士等に対する第一項の規定による通知は、第

十二条に規定するところにより裁決書の謄本を送達して行う。

(懲戒処分の効力停止等)

第四十六条 連合会は、必要があると認めるときは、審査

請求人の申立てにより、又は職権で、懲戒処分の効力を停止することができる。

2 前項の申立て（以下「効力停止の申立て」という。）

は、効力停止申立書正本一通を連合会に提出してしなければならない。

3 連合会は、事情に変更があるときは、効力停止の決定を取り消すことができる。

4 連合会は、審査請求又は効力停止の申立てが取り下げられたときは、効力停止の決定を取り消さなければならぬ。

(懲戒委員会の意見の聴取)

第四十七条 連合会は、懲戒処分の効力を停止するとき、懲戒処分の効力停止の申立てを却下するとき、又は前条第三項の規定により効力停止の決定を取り消すときは、あらかじめ懲戒委員会の意見を聴かなければならない。（効力停止に関する通知）

第四十八条 連合会は、第四十六条第一項の規定により懲

戒処分の効力を停止したとき、又は同条第三項の規定により懲戒処分の効力停止の決定を取り消したときは、速やかに、審査請求人、懲戒請求者及び原弁護士会に、その旨を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、効力停止の申立てを却下したときは、審査請求人に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(効力停止の申立て及び取下げの方式)

第四十九条 第三十四条第二項の規定は効力停止の申立てについて、第四十三条第一項及び第二項の規定は効力停止の申立ての取下げについて、それぞれ準用する。

### 第三章 連合会の審査の請求及び審査

(懲戒委員会に対する審査の請求)

第五十条 連合会は、法第六十条第三項の規定により綱紀委員会が対象弁護士等につき懲戒委員会に事案の審査を求める 것을相當と認める旨の議決をしたときは、速やかに、綱紀委員会の議決書の謄本及び調査記録を添えて、懲戒委員会にその事案の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第五十一条 連合会は、懲戒委員会に前条の規定により事案の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を

対象弁護士等に送達し、対象弁護士等の所属弁護士会に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 懲戒委員会に事案の審査を求めたこと。

二 審査を求めた事案（綱紀委員会の議決書の謄本を添付することをもって代えることができる。）

三 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならないこと。

四 第十六条第一項の規定により代理人の選任ができること。

五 第二十一条第二項に規定する公開の請求ができること。

六 第二十三条第一項の規定により証拠となる書類等の提出ができること。

七 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第五十三条第一項に規定する申立てができること。

八 第五十四条の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 対象弁護士等の所属弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

(審査期間)

第五十二条 懲戒委員会は、第五十条の規定により事案の審査を求められたときは、六箇月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(関係人の審尋)

第五十三条 懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人は、前項の場合において、関係人に對して質問すること

ができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合においては、第三十九条第四項の規定を準用する。

(記録の閲覧等)

第五十四条 対象弁護士等及び代理人は、その事案の審査期日調書並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧をし、かつ、贋写をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

(請求外事案の報告)

第五十五条 懲戒委員会は、事案の審査を開始した後、対象弁護士等について、当該事案以外に法第五十六条第一項の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができ  
る。

(懲戒の議決等)

第五十六条 懲戒委員会は、第五十条の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。

2 懲戒委員会は、第五十条の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。

3 懲戒委員会は、対象弁護士が死亡したとき、又は弁護

士でなくなつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

(連合会の懲戒)

第五十七条 連合会は、懲戒委員会が前条第一項の議決をしたときは、当該議決に基づき、速やかに、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

(懲戒しない旨の決定等)

第五十八条 連合会は、懲戒委員会が第五十六条第二項の議決をしたときは、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が第五十六条第三項の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(懲戒しない旨の通知等)

第五十九条 連合会は、前条第一項の決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等及びその所属弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、対象弁護士が死亡したことにより懲戒の手続を終了したときは、速やかに、対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、対象弁護士が弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続を終了したときは、速やかに、対象弁護士

であつた者及び対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 対象弁護士等に対する第一項の規定による通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

五 原弁護士会から懲戒の処分をした旨の通知又は懲戒

あつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所の名称及び所在場所並びに原弁護士会の名称

四 懲戒の請求をした年月日

五 原弁護士会から懲戒の処分をした旨の通知又は懲戒しない旨の通知を受けたときは、その年月日

#### 第四章 懲戒請求者の異議の申出及び審査

##### (異議の申出の方式)

第六十条 法第六十四条第一項の規定による異議の申出

(原弁護士会の懲戒委員会の審査に付された事案に限る。)は、異議申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

##### (異議申出書の記載事項)

第六十一条 異議申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

##### (異議申出人代表)

一 異議申出人の氏名又は名称及び住所

二 弁護士に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあつては、当該弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもつて足りる。)及び原弁護士会の名称

三 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る異議の申出に

##### 八 異議の申出の年月日

2 異議申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、異議申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。

3 異議申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を提出しなければならない。

##### (異議申出人代表)

第六十一条の二 複数の懲戒請求者が共同して異議の申出をしたときは、全員の協議により異議申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、懲戒委員会に、異議申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならない。異議申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。

2 前項の規定による異議申出人代表の届出がないときは、懲戒委員会は、異議申出人代表一人を指定することができる。異議申出人代表を解任した旨の届出があつた場合において、新たに異議申出人代表の届出がないとも、同様とする。

3 前二項の規定により、異議申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、異議申出人に対する文書の送付及び通知は、異議申出人代表宛てすれば足りる。  
(異議申出期間の特例)

第六十一条の三 法第六十四条第二項に規定する期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつて当該期間の末日とみなす。  
(異議申出期間後の異議の申出)

第六十二条 異議の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、法第六十四条第二項に規定する期間の経過後もすることができる。

2 前項の規定による異議の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。  
(誤った教示による異議の申出)

第六十三条 弁護士会は、誤って弁護士会に異議を申し出ることができる旨教示した場合において、弁護士会に異

議の申出がなされた時は、速やかに、異議申出書を連合会に送付し、かつ、異議申出人にその旨を通知しなければならない。この場合においては、弁護士会に異議の申出がされた時に、連合会に異議の申出がなされたものとみなす。

2 弁護士会が誤つて法第六十四条第二項に規定する期間よりも長い期間を異議の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に異議の申出がなされたときは、当該異議の申出は、同項に規定する期間内にされたものとみなす。  
(弁護士会に対する記録の提出請求)

第六十四条 連合会は、異議の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めるべきである。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなければならない。  
(懲戒委員会に対する審査の請求)

第六十五条 連合会は、異議の申出があり、当該事案が弁護士会の懲戒委員会の審査に付されたものであるときは、速やかに、懲戒委員会に異議の審査を求めなければ

ならない。

(審査開始の通知)

第六十六条 連合会は、懲戒委員会に異議の審査を求めた

ときは、速やかに、審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、原弁護士会及び異議申出人に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 懲戒委員会に異議の審査を求めたこと。

二 異議申出の内容（異議申出書の副本又は謄本を添付することをもって代えることができる。）

三 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならないこと。

四 第十六条第一項の規定により代理人の選任ができること。

五 第二十二条第二項に規定する公開の請求ができること。

六 第二十三条第一項の規定により証拠となる書類等の提出がされること。

七 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第六十九条

第一項に規定する申立てができること。

八 第七十二条第一項の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 異議申出人に対する審査開始通知書には、第二項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。

(補正及び補正しない場合等の議決)

第六十七条 懲戒委員会は、異議の申出が法又は連合会の

会則若しくは会規に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、異議申出人にその補正を求めることができる。

2 懲戒委員会は、異議申出人が前項の補正をしないとき、又はその手続の違反が補正できないものであるときは、異議の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(審査期間)

第六十八条 懲戒委員会は、異議の審査を求められたとき

は、六箇月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。

ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(異議申出人等の審尋)

第六十九条 懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職權で、異議申出人

（異議申出人が官公署又は公私の団体である場合には、

その代表者）又は関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人は、前項の場合において、異議申出人又は関係人に対し質問することができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務

弁護士法人又は共同法人である異議申出人又は関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合は、第三十九条第四項の規定を準用する。この場合において、「関係人」とあるのは「異議申出人又は関係人」と読み替えるものとする。

（原弁護士会の意見陳述）

第七十条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

（原弁護士会の意見陳述）

第七十一条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等及び異議申出人に送付しなければならない。

（記録の閲覧等）

第七十二条 懲戒委員会は、異議の審査を開始した後、対象弁護士等について、当該事案以外に法第五十六条第一項の非行に該当する事由があると思料するときは、その旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。

の事案の審査期日調書並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧をし、かつ、謄写ができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならぬ。

2 懲戒委員会は、相当と認めるときは、異議申出人についても、前項の規定の例により、閲覧又は謄写を許すことができる。

（請求外事案の報告）

第七十三条 懲戒委員会は、異議の申出につき次条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 異議の申出の取下げ

第七十四条 異議申出人は、連合会が異議の申出につき次条に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 異議の申出の取下げは、書面でしなければならない。

3 懲戒委員会は、異議の申出の取下げがあつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 懲戒委員会は、前項の議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の規定による報告があつたときは、対象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象弁護士等に対する前項の規定による通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の処分等)

第七十四条 連合会は、原弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、懲戒委員会が対象弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

7 連合会は、原弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、懲戒委員会が対象弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

2 連合会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、懲戒委員会が異議の申出に理由があると認める旨の議決をしたときは、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対

象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

3 連合会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不當に軽いとする異議の申出につき、懲戒委員会が異議の申出に理由があると認めて懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

4 連合会は、懲戒委員会が異議の申出を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければならない。

5 連合会は、懲戒委員会が異議の申出に理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を棄却する決定をしなければならない。

6 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の処分等の通知)

第七十五条 連合会は、前条第一項から第五項までに規定する決定等をしたときは、速やかに、対象弁護士等、異

議申出人及び原弁護士会に、議決書の謄本を添付して書面により通知しなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が前条第六項の議決をしたときは、異議申出人、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 対象弁護士等及び異議申出人に対する前二項の規定による通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

## 第五章 條則

### 附 則 (施行期日)

第一条 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

#### (懲戒手続規程の廃止)

第二条 懲戒手続規程（会規第二十三号）及び懲戒委員会の調査員に関する規程（会規第二十四号）は、廃止する。

#### (経過措置の原則)

第三条 次条に定めるものを除き、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても、この規程を適用する。

第七十七条 懲戒の処分のうち、業務停止の期間を月又は年をもつて定めたときは、暦に従つて計算する。

2 業務停止の期間は、裁決書又は懲戒書の送達の日から起算する。

(会費及び特別会費の徴収に関する取扱い)

第七十八条 退会命令（弁護士法人に対するものを除く。）又は除名の処分にあつては、懲戒書の送達の日から、連合会の会費及び特別会費は徴収しない。ただし、連合会又は裁判所が懲戒処分の効力停止の決定を送達した日の翌日から、その決定が効力を失つた日の前日までの期間の会費及び特別会費は、この限りでない。

(異議申出事案の経過措置)

第四条 施行日前に、改正前の弁護士法（以下「旧弁護士法」という。）第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案に係る懲戒の手続については、第五条の規定を除き、なお従前の例による。ただし、同条の規定は施行日前に連合会がした第七十四条に規定する処分等については、適用しない。

(審査請求事案の経過措置)

第五条 施行日前に、旧弁護士法第五十九条の規定による審査請求がなされた事案に係る懲戒の手続については、この規程を適用する。ただし、従前の規程により生じた効力を妨げない。

2 施行日前に、前項の事案における懲戒の手続が終了したときは、この規程は適用しない。

(連合会による懲戒事案の経過措置)

第六条 施行日前に、旧弁護士法第六十条の規定による懲戒の手続が開始された事案については、この規程を適用する。ただし、従前の規程により生じた効力を妨げない。

2 施行日前に、前項の事案における懲戒の手続が終了したときは、この規程は適用しない。

附 則（平成一九年三月一日会規第七九号

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日改正）

第六十一条の二（新設）の改正規定は、平成二十年五月三十日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日会規第九一号

1 職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程 第一六条、第三〇条、第三二一条、第六一条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二三年一二月一日から施行）

附 則（平成二六年一二月五日会規第一〇二号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程 第一六条、第三〇条、第三四条、第六一条改正）

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程

目次、第一条、第一条の二、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、第一〇条、第一一条、第二二条、第一三條、第一四条、第一四条の二、第一五条、第一六条、第一七条、第一九条、第二〇条、第二一条、第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条、第三〇条、第三一条、第三二条、第三三条、第三四条、第三四条の二、第三五条、第三六条、第三七条、第三八条、第三九条、第四一条、第四二条、第四三条、第四四条、第四五条、第四六条、第四七条、第四八条、第四九条、第三章の章名、第五〇条、第五一条、第五二条、第五三条、第五四条、第五五条、第五六条、第五七条、第五八条、第五九条、第六〇条、第六一条、第六一条の三、第六三条、第六五条、第六六条、第六七条、第六八条、第六九条、第六

七一条、第七二条、第七三条、第七四条、第七五条、第七六条、第七七条、第七八条  
改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

第四条 第五条の規定による改正後の綱紀委員会及び綱紀審査会及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程、第七条の規定による改正後の綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程、第六条の規定による改正後の懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第八条の規定による改正後の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程の規定は、特別の定めがある場合を除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても適用する。ただし、第五条の規定による改正前の綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第六条の規定による改正前の綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程、第七条の規定による改正前の懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程及び第八条の規定による改正前の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程の規定により

生じた効力を妨げない。

附 則（平成二七年一二月四日改正）

第三条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十四条の二、第三十八条、第四十一条、第四十四条の二（新設）、第四十五条第一項から第三項まで、第五十二条、第六十二条第一項第一号及び第六十八条の改正規定は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第十九条の二、第二〇条の二、第二四条、第三九条、第五三条、第六九条改正  
この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第三九〇号で平成二八年四月一日から施行）

附 則（令和三年六月一一日会規第一一六号

ら施行）

第一条の二第三号及び第四号、第二条の二（新設）、第六条第四項、第十条第七項、第十九条の一（新設）、第二十条の二（新設）、第二十一条第二項、第三十条第二項各号列記以外の部分、第三十九条第四項（新設）、第五十三条第四項（新設）並びに第六十九条第四項（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則（令和三年六月一一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程 第一条、第一四条の二、第一六条、第六六条改正  
この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日から施行）